4・4定 意見書案第3号

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求めることに関して,別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年12月15日

旭川市議会 議長 中 川 明 雄 様

提出者 旭川市議会議員

中野 ひろゆき

高 花 えいこ

もんま 節 子

中村のりゆき

室 井 安 雄

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がいや知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者に関する手帳制度については、 身体障がい者と精神障がい者の手帳は法律に基づき交付、運用されているが、知的障 がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断によ り実施要綱を定め、交付、運用されている。

実際に、知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また、 各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。

よって、国においては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も考慮した 判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律に よる全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会